

1 目的

川崎市では市内に立地する企業が、長く市内産業を支えてきた製造業から知識集約型・高付加価値型にシフトするとともに、研究開発機関の集積も進むことにより市内従業者数に占める研究開発業への従事割合が他政令指定都市と比較して最も高いなど、産業構造の転換が進んでいる。さらに、殿町地区や新川崎地区等において、ベンチャー企業や研究開発機関などの集積も進捗し、内閣府スタートアップエコシステム東京コンソーシアムにも参画している。

こうした市内の産業を支える優れた技術・技能の承継を図るため、川崎市では次世代の技術・技能を担う人材の育成事業として、産業界との連携による人材の育成・確保を図ってきた。

次世代の産業の担い手となる人材育成に当たっては、AI やディープラーニング等の技術の高度化、予測不可能な時代の到来といった社会背景の変化に対応することが肝要となる。また、従来の大量生産・大量消費型の社会から、フラグメント化、個別最適化、自律分散型の社会が到来することにより、子どもたちが自身が、予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となっていけるようにすることが重要とされており、その観点からも人材育成にアントレプレナーシップの要素(※)を取り入れることが益々重要となってきた。

アントレプレナーの素養を涵養することは単に将来的な起業という選択肢を与えるのみならず、自己認識や自己肯定感、主体性や表現力などの能力も得られることから、予測の付かない時代においても高いチャレンジ精神を持ち続け、強いリーダーシップで次世代を牽引する人材を育成することが可能になるものと考えられる。一方、こうした能力はなるべく早い段階から涵養することが重要であるが、日本においてはその多くが個別の取組に留まっており、本市においても余り実施されていないのが現状である。

こうした市内産業の状況や社会背景を踏まえ、産業界との連携により、起業に関心を持つ小・中学生向けのアントレプレナーシップ教育プログラムを実施するとともに、起業について関心のない（もしくは関心を持つ機会がなかった）小・中学生向けアントレプレナーシップ醸成プログラムを実施することで、将来の川崎市、日本の産業を担い世界で活躍できる人材を育成する。

(※) アントレプレナーシップの要素に関しては、参考として EU Commission が 2016 年に EntreComp : The Entrepreneurship Competence Framework において定義しており、アイデアや機会を生み出す (Ideas & opportunities)、そのアイデアや機会を自分の持っているリソースと結びつける (Resources)、具体的な行動に移す (Into action) の 3 つのステップと、それぞれのステップの配下に 5 つのコンピテンシーを設定している。(例:「クリエイティビティ」、「ビジョン」、「機会をつかむ」、「アイデアの評価」等)

2 契約条件等

(1) 契約期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

(2) 履行場所

川崎市内 他

(3) 契約の種別

委託契約

(4) 契約方法

企画提案方式による随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

(5) その他

プログラムの実施場所については、原則として、本市において減免可能な施設（かわさき新産業創造

センター等)、又は市内企業等が無料で提供する会議室等を利用するものとする。

3 委託業務の詳細

次の(1) から(3) に掲げる事項を一体的に行うものとする。

また、アントレプレナーシップ教育プログラムについては、起業家・企業等と連携し、将来の起業家を育成するエコシステムの理念を醸成していくことも重要であることから、市内企業等と積極的な連携を図るものとし、市内企業等が提供するプログラム等との融合を図る場合は、その企業等との連絡調整の上プログラムを設計するとともに、当該プログラムの実施に係る参加者の公募や事業の広報、参加者を対象としたレクリエーション傷害保険等への加入等を行う。

なお、各プログラムの開催方法については、対面開催を原則とする。

(1) 小・中学生向けアントレプレナーシップ教育プログラム（以下、実践講座）の開催

ア 参加者

「起業に関心のある川崎市内に在住または川崎市内の学校に在学の小学校 5 年生から中学校 3 年生」を基本とし、本市と協議の上決定する。

イ 実施内容

受託者は、次の業務を企画し、本市と協議の上実施する。実践講座の実施にあたり、必要な日程等の調整を行うとともに会場を確保し、必要な資料の作成・配布、物品の準備等を行う。

(イ) 参加者の公募及び事業の広報

参加者の公募にあたり、募集要項の作成や、実践講座の情報発信等に関する次の業務を行う。

- a 募集要項、チラシの作成（市内私立小中学校及び市内施設向けに約6500部印刷）
- b チラシの仕分け：30部を1単位とし、30部毎に合紙等を挿入し、本市が提供するリストに基づき各学校へ納入すること。
- c 本プログラム専用ホームページを開設・運営するとともに、受託者が有するネットワークやSNS等を活用した参加者の募集に係る広報手法を企画・提案し、本市と協議した上で、実施すること。

(イ) 参加者選定に係る手法の提案及び選定の補助

受託者は選定に係る手法を提案し、選定の補助を行う。参加者は応募状況を踏まえ30名程度とし、受託者等の意見を参考に本市が決定する。受託者は、選定に係る次の業務を行う。

- a 選定手法の提案
- b 選定にあたり必要となる情報の収集・整理
- c 選定についての本市への意見提案
- d 必要に応じた個別面談・面接等の実施
- e b から d までに係る資料（データ形式）の作成・提出
- f その他選定に必要な本市に対する補助等

(イ) プログラムの設計

受託者は、選定された参加者に対して、アントレプレナーの素養を涵養するプログラムを実施する。次の a ～ g に掲げる項目を含むものとし、参加者のアイデア等に合わせて、そのアイデアを具体化する要素を加えるとともに、成果発表の場を設けるものとする。

なお、開催期間・回数については、小中学生の参加のし易さを考慮し、夏休み期間内かつ 8 日間程度（合計30時間程度）のプログラムを設計することを基本とし、本市と協議の上、決定するものとする。

- a オリエンテーション（達成目標や教育プログラムの目的の提示等）
- b 外部講師（起業経験者等）による講座
- c 個別メンタリングの実施（参加者が実践講座内で企画するプロジェクトの進捗管理、試作や企業等との連携に係る助言、ITリテラシーの幅に合わせたインプット等）

- d 成果発表に向けたプレゼンテーション技術の向上支援の実施
- e 成果発表会と優れた取組への表彰等
- f その他、参加者が必要とする支援
- g 企業等が自主的に実施する独自のプログラムに関する日程等の調整

(エ) 運営体制の確保

設計したプログラムが円滑に運営できるよう、次の事項を踏まえた十分な人員を確保すること。

- a 参加者が小学5年生～中学3年生であることを踏まえ、必要に応じて、イベント前後における駅・会場間の参加者の送迎に要する人員を確保すること。
- b 市職員は基本的に事業全体の管理を行うものとし、イベントの運営スタッフの他、司会やメンター等については市職員を除いた上で、4名以上を確保すること。
- c 会場の設営・撤収作業などイベント前後に発生する作業量を踏まえ、必要な人員を確保すること。

(オ) 外部講師（起業経験者等）の選定及び謝金の支払い

受託者は、外部講師（起業経験者等）による講座の実施に向け、登壇する講師等を4名程度選定し、本市と協議の上、決定するものとする。

また、登壇した講師への謝金は1名あたり33,000円（税込）を基本とし、受託者の負担とする。

(カ) 参加者からの費用徴収

参加者の参加費等は無料を基本とするが、本市の承諾を得た場合は、資料代等の実費相当額を徴収することができるものとする。

(キ) アンケートの実施

受託者は、参加者に対して、事業終了後（必要に応じて事業開始前）にアンケートを実施する。アンケートには、参考として以下に掲げる項目を含めるものとする。

- a 実践講座終了前後における起業に対するイメージの変化
- b 実践講座終了前後における将来の職業選択等に対する意識の変化

(ク) 映像記録の作成

実践講座の様子を、「かわさきGIGAスクール構想」に基づき小中学生用に配布されている教育用端末で閲覧できるよう本市によってコンテンツ化するため、受託者は、撮影シーン、画角、タイミング等について本市と十分協議の上、映像記録を作成するものとする。

(2) 小中学生向けアントレプレナーシップ醸成プログラム（以下、体験講座）の開催

ア 参加者

「起業について関心のない（もしくは関心を持つ機会がなかった）川崎市内に在住または川崎市内の学校に通学する小学校4年生から中学校2年生」を基本とし、本市と協議の上決定する。

イ 実施内容

受託者は、次の業務を企画し、本市及び協力企業と協議の上実施する。体験講座の実施にあたり、必要な日程等の調整を行うとともに会場を確保し、必要な資料の作成・配布、物品の準備等を行う。

(7) 参加者の公募及び事業の広報

実践講座の公募及び事業の広報と一体的に行うこと。

(イ) 参加者選定に係る手法の提案及び選定の補助

受託者は選定に係る手法を提案し、選定の補助を行う。参加者は応募状況を踏まえ30名程度とし、受託者等の意見を参考に本市が決定する。受託者は、選定に係る次の業務を行う。

- a 選定手法の提案
- b 選定にあたり必要となる情報の収集・整理
- c 選定についての本市への意見提案
- d 必要に応じた個別面談・面接等の実施
- e bからdまでにに関する資料（データ形式）の作成・提出
- f その他選定に必要な本市に対する補助等

(㉞) プログラムの実施

受託者は、起業を志す人材の裾野を拡大するため、アントレプレナーシップを学ぶ契機となるようなプログラム（概ね半日～2日程度×1回）を提案し、実施すること。

(㉟) アンケートの実施

受託者は、選定された参加者に対して、事業終了後（必要に応じて事業開始前）にアンケートを実施する。アンケートには、参考として以下に掲げる項目を含めるものとする。

- a 体験講座終了前後における起業に対するイメージの変化
- b 体験講座終了前後における将来の職業選択等に対する意識の変化

(3) その他の関連プログラムの広報

(1)及び(2)のプログラムとは別に、本市が市内企業等と連携した関連プログラムを実施する場合には、参加者の公募及び事業の広報について、受託者が有するネットワークやSNS等を活用した参加者の募集に係る広報手法を企画・提案し、本市と協議した上で、チラシの作成を含めて必要な業務を実施すること。なお、関連プログラムの参加者は、高校生や大学生が対象となる可能性があることに留意すること。

(4) 報告書の作成

本事業の終了後、参加者に対する支援経過等を含め、本事業の実施結果についてまとめた報告書を遅滞なく作成すること。

(5) 成果物の提出

成果物は次に掲げるものとし、それぞれ必要となる時期に適宜納入するものとする。

納入時期については、別途本市と協議するものとする。

- ア 報告書【Microsoft Word形式及びPDF形式】
- イ 広報資料【Microsoft Word形式及びPDF形式】
- ウ 映像記録（mp4形式等の動画データ）を作成し、データで提出すること。

(6) その他

- a 本業務の実施にあたっては、参加者の課題等を十分把握の上、参加者の成長を促進する提案助言や必要な事項等について本市へ積極的に助言提案を行うこと。
- b 本市が行う参加者の審査の結果、選定した参加者が想定する数に満たなかったときは、本市と受託者との協議の上、委託業務内容または委託契約金額、またはその双方について変更を行うものとする。
- c 本事業において本市に提出する報告書については、業務の実施により知り得た情報を原則として全て記載しなければならない。
- d 業務の実施にあたり知り得た情報等は、法令等に基づき厳重に管理、保管することはもとより、他に漏らしたり、流用したりしてはならない。
- e 作成したデータ等については、本市に帰属するものとする。

- f 講座等を対面で実施する場合、レクリエーション傷害保険等への加入を行うとともに、安全面に配慮して実施すること。
- g その他、業務の実施に必要な事項及び仕様書に定めのない事項については、本市と受託者で協議の上、決定することとする。